

政令第五十八号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第二級総合無線通信士の項、第三級総合無線通信士の項及び第二級陸上特殊無線技士の項中「特定市区町村放送局」を「コミュニティ放送局」に改め、同条第二項第五号中「次号において同じ。」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 コミュニティ放送局 コミュニティ放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く。）をする無線局をいう。

附 則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲

げる規定の施行の日（令和五年四月二十日）から施行する。

理由

電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備をする必要があるからである。